

記載例

(協議離婚)

夜間・土日・祝日に提出される場合は、あらかじめ平日に市民課及び各行政サービスセンター等に必要書類をすべて持参のうえ、事前の審査を受けてください。

離婚届

令和 7 年 5 月 2 6 日 届出

富山市 長 殿

受 理	令和 年 月 日			
第	号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票

(フ リ ガ ナ)	夫	トヤマ	イチロウ	妻	トヤマ	ハナコ
(1) 氏 名	富山	一郎	富山	花子		
生 年 月 日	平成4 年 5 月 5 日		平成2 年 3 月 3 日			
住 所	富山市新桜町		富山市西町			
(住民登録をしているところ)	7 番 3 8 号		5 番 1 号			
本 籍	富山市新桜町 7		富山 一郎			
(2) (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名					
父母及び養父母の氏名 父母との続柄	夫の父 高岡 次郎 母 高岡 桃子	続き柄 二 男	妻の父 立山 三郎 母 立山 梅子	続き柄 長 女		
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に記入してください)	養父 富山 太郎 養母 富山 桜子	続き柄 養 子	養父 養母	続き柄 養 女		
(3) 離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決	年 月 日 成立 年 月 日 認諾 年 月 日 確定			
(4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 ☒ 妻	☐ もとの戸籍にもどる ☒ 新しい戸籍をつくる				
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子	富山 藤子			
(6) 同居の期間	令和元年 1 2 月 から	令和6 年 2 月 まで				
(7) 同居を始めたとき	(同居を始めたとき)	(別居したとき)				
(8) 別居する前の住所	富山市新桜町					
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯					
(10) 夫 妻 の 職 業	夫の職業	妻の職業				
その他	◎署名は必ず本人が自署してください。 ◎押印は任意です。					
届出人署名 (※押印は任意)	夫 富山 一郎 印	妻 富山 花子 印				
事件簿番号						

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

成人の証人2人を要します。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	富山 太郎 印	立山 三郎 印
生 年 月 日	昭和40 年 1 月 1 日	昭和39 年 1 0 月 1 0 日
住 所	富山市新総曲輪 1 番 7 号	富山県射水市新開発 4 1 0 番地 1
本 籍	富山市新総曲輪 1 番地 1	富山県射水市新開発 4 1 0 番地 1

◎押印は任意です。

■戸籍の筆頭者でない方が婚姻前の氏にもどることを希望する場合
・婚姻前の戸籍にもどる ⇒ ☐ もとの戸籍にもどる ・婚姻前の氏で新しく戸籍をつくる ⇒ ☐ 新しい戸籍をつくる
にチェックを入れ、離婚後の本籍と筆頭者を記入してください。

■戸籍の筆頭者でない方が離婚後も婚姻中の氏を引き続き名乗る場合
この欄は空欄にし、「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」を離婚届と同時に提出してください。なお、この欄を空欄にしても同時に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」が提出されていない場合は、婚姻前の氏に戻ります。

■離婚後に婚姻前の氏に戻ったが、その後婚姻中の氏に変更したい場合は担当までご相談ください。

※この欄は内容が複雑になることがありますので、ご不明な点があれば事前に担当までお問い合わせください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
☐ 面会交流について取決めている。
☐ まだ決めていない。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
☐ 養育費の分担について取決めている。
☐ まだ決めていない。

取決め方法：(□公正証書 □それ以外)
このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

未成年の子がいる場合チェックを
してください。

子の戸籍について

子が離婚後の母(父)の戸籍に入るには、離婚届提出後に家庭裁判所の許可を得たうえで、市役所に入籍届を提出する必要があります。
詳しくは窓口にてご相談ください。

連絡先 電話 080 (××××) ××××

※平日の日中に連絡のつくところ

届出の際に必要なもの

- ①住民異動届（住所異動する場合）
- ②転出証明書（市外から転入する場合）
- ③窓口に来られる方の本人確認のための運転免許証等身分証明※
- ④保険証（国民健康保険に加入している方のみ）

届出人の本人確認にご協力を！！

偽りの届出を防ぐため、戸籍の届出及び住民異動届出に来庁された方について、運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、写真付きの公的身分証明書等の提示をいただきます。
ただし、上記の身分証明書をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申出ください。
なお、来庁されない届出人に対し、届出があったことの連絡を郵便で行います。

富山市役所市民課戸籍係
電話076-443-2075（直通）